

賃金の口座振込に関する協定書

株式会社ガットと労働者代表 小島 毅久とは、従業員の賃金の口座払に関し、次の通り協定する。

1. 会社は、従業員各人の同意を得て、本人の口座に賃金を振り込むことができる。
2. 口座払いの対象となる従業員は、株式会社ガットの全ての従業員とする。
3. 口座払いの対象とする賃金は、毎月の給料、賞与及び退職金とし、その金額は各人が申し出た額とする。
4. 従業員は、自由に口座振込の対象金融機関を指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は、振込を予定する日から30日以上前に会社に申し出るものとする。
5. 本協定は、両当事者調印の日から効力を生じ、何れかの当事者が60日前に破棄の通告をしない限り効力を存続する。

2020年10月 1日

使用者職名 代表取締役 山下 雄大



労働者代表名

小島 毅久

